

## 監理技術者講習の有効期間取り扱い変更のお知らせ

建設業法施行規則の一部改正（令和3年1月1日から施行）

### 《改正後》（講習の受講）

建設業法施行規則の改正により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においても同項の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しない者でなければならない。



有効期限を迎える年の1月～12月の期間中にご都合の良い日に受講することにより5年後の12月31日まで有効となります。

※大臣認定対象者の有効期間は上記改正の適用外

### 大臣認定の更新方法及び大臣認定者の確認方法の変更について

- ・昭和63年の建設業法の改正により、指定建設業の監理技術者は原則国家資格取得者に限られることとなりましたが、当時、監理技術者としての経験を有する者を対象に、法改正後も継続して業務を行えるように大臣認定を行いました。
  - ・また、その後も5年に一度、監理技術者講習を受講した上で大臣認定の更新手続きを行うことにより、大臣認定の更新を行ってきました。
  - ・今般、告示改正（令和5年7月1日施行）が行われ、大臣認定の更新にあたっては、大臣認定更新手続き（大臣認定書の交付(更新)）が不要となり、大臣認定者であることの確認においては、監理技術者講習を受講修了することで、認定が更新されることになりました。
- 大臣認定者であることの確認書類（直近の大臣認定書+監理技術者講習修了履歴）

※認定期限を過ぎた場合であっても認定期限から6ヶ月以内に講習を受講修了すれば認定を継続することができます。

### 経営事項審査の主な改正事項（令和4年8月15日公布）

（国土交通省 監理技術者講習受講者の経審上の加点内容の改正より）

令和4年8月15日以降の申請で適用

監理技術者講習を受講した日の翌年の開始日から5年間加点可能。

例、令和2年2月28日講習受講 → 令和7年12月31日まで加点可能